

2024年4月から

勤務医についても

時間外労働の上限規制が適用されます！

働き方改革関連法による改正後の労働基準法により、時間外労働の上限規制は2019年4月（中小企業は2020年4月）から施行されていますが、医師については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていました。**2024年4月からは、医療機関等で医業に従事する勤務医についても、時間外労働の上限規制が適用**されます。また、勤務医の健康を確保するためのルールが導入されます。

時間外労働の上限規制

2024年4月1日から、医業に従事する勤務医の時間外・休日労働時間は原則として年960時間が上限となります（A水準）。

地域医療確保のため原則時間を超えて医業に従事せざるを得ない場合（B水準、連携B水準）、必要な能力や技能を習得するために医業に従事せざるを得ない場合（C-1水準、C-2水準）は、年1,860時間が上限となります。

なお、B・連携B水準、C-1・C-2水準を適用するためには、都道府県知事から指定を受ける必要があります。都道府県知事の指定を受ける場合は、事前に医療機関勤務環境評価センターの評価を受審する必要があります。

医療機関に適用される水準		月の上限時間	年の上限時間	追加的健康確保措置		
				面接指導	休息时间確保	
A	原則	100時間未満	960時間以下	義務	努力義務	
連携B	医師を派遣する病院		1860時間以下 (連携B:各院では960時間)		義務	義務
B	救急医療等					
C-1	臨床・専門研修					
C-2	高度技能の修得研修					

■ B・C各水準の上限時間は、指定される事由となった業務に従事する医師のみに適用されます。

追加的健康確保措置について

① 面接指導

1か月の時間外・休日労働が100時間以上となることが見込まれる場合は、面接指導実施医師による面接指導を行う必要があります。

② 休息時間の確保（勤務間インターバル）・代償休息

勤務医が確実に休息を取ることができるよう、退勤から翌日までの出勤までに原則9時間（宿日直許可のない宿日直に従事させる場合は18時間）を空ける必要があります。

なお、休息时间中に緊急の業務に従事した場合には、事後的に代償休息を与える必要があります。

法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えて時間外労働・休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）の届出が必要です。

時間外労働の**限度時間（原則）は1月45時間以下、年間360時間（※）**となります。限度時間を超えて、臨時的な特別な事情があるには、特別条項により、特別延長時間を定めてください。

※1年単位の変形労働時間制により労働する労働者については、1月42時間、年320時間

※2024年4月1日にまたがる期間の36協定を締結している場合は、経過措置により、その協定の初日から1年間に限っては、その協定は有効（締結し直す必要はない）となります。

36協定の新様式は次のとおりです


医療機関等で医業に従事する勤務医を含む場合について

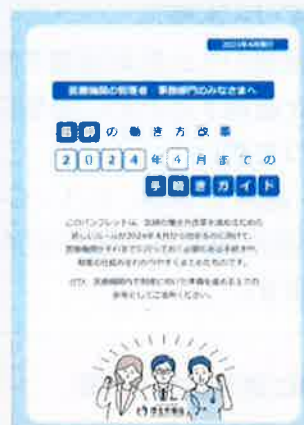
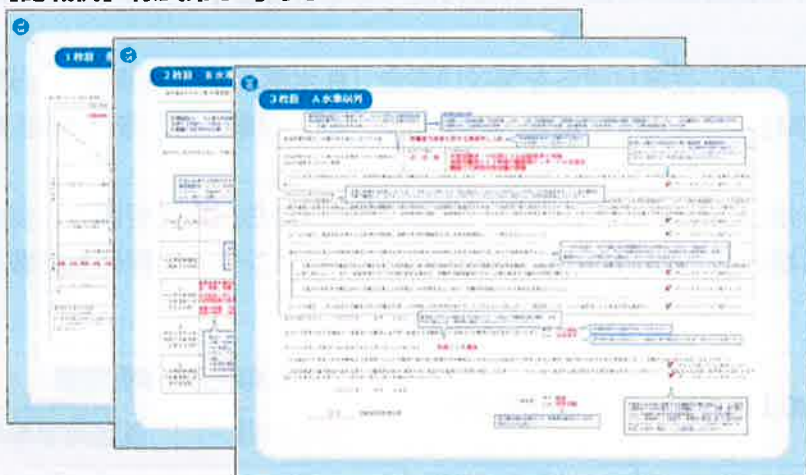
新様式ダウンロード 



- ・時間外労働が限度時間（年360時間）を超えない場合（特別条項なし） → 様式第9号の4
- ・時間外労働が限度時間（年360時間）を超える場合（特別条項あり） → 様式第9号の5

【記載例】様式第9号の5

 記載例はこちらを参照ください



「手続きガイド」



✓『医業に従事する医師』について、チェックボックスが新設されました

一般協定（副業・兼業先での労働時間も合わせて）


- 時間外・休日労働は、1か月100時間未満、1年間の各水準の上限時間以内を満たすこと
- 1か月の時間外・休日労働の合計が100時間以上となる場合の措置
 - 100時間に到達する前に面接指導の実施 + 健康確保のための必要な措置を講ずること
 - 155時間を超えた場合に、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと

特別条項

- 上記2つの✓に加え、連携B、B、C水準の医師について、1年間の時間外・休日労働の合計時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対する勤務間インターバルの確保等による休息時間を確保すること

《36協定の締結に当たって留意していただきたい事項》

「36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針」をご覧ください。

「36協定指針」 



■ 「医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A」



(R5.6.30公表)



(追補分)

■ 副業・兼業については

「副業・兼業」（厚生労働省HP） 



36協定届、宿日直許可申請、医師の研鑽等各種問い合わせは、所轄の労働基準監督署にお願いします。